

見積書提出依頼

令和2年2月18日(火)13:30

件名	令和2年度合同宿舎各所修繕工事(機械設備工事単価契約)
業務内容等	別紙(仕様書)のとおり
履行期限	令和2年4月1日 ~ 令和3年3月31日
見積書提出場所	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 沖縄総合事務局 総務部 会計課 支出負担行為第1係
	※見積書を郵送する場合は下記提出期限までに必着とし、下記見積書に関する問い合わせ先へ受領を確認すること。
見積書提出期限	令和2年2月25日(火)13:30厳守
見積書に関する 問い合わせ先	沖縄総合事務局 総務部 会計課 支出負担行為第1係
	TEL:098-866-0031(内線)81347
仕様書に関する 問い合わせ先	沖縄総合事務局 財務部 統括国有財産管理官 吉田
	TEL:098-866-0097
留意事項	発注依頼は、見積書提出期限日の17:00までに電話連絡いたします。 (発注のない事業者様への連絡は控えさせていただきますのでご了承ください。)
備考	<p>※ 本業務に係る契約締結は当該業務に係る令和2年度本予算が成立し、予算示達が行なわれることを条件といたします。</p> <p>(1)「オープンカウンター方式実施要領」に基づき手続きを進めますので、要領を熟読の上、見積書を提出してください。</p> <p>(2)オープンカウンター参加者は、見積書の提出をもって暴力団排除に関する誓約事項(別添)に誓約したものとします。</p> <p>(3)見積書は別紙の様式でご提出願います。ただし、下記について御留意ください。</p> <ul style="list-style-type: none">提出日及び件名を記載する。宛名は「沖縄総合事務局総務部長」とする。会社名、代表者役職、氏名を記載し、代表者印(又は社印+個人名印)を押印する。見積単価は、消費税額(10%)を乗じた金額を記載すること。 なお、一円未満の端数がある場合は切り捨てることとする。 <p>(4)年間契約として、契約金額が150万円未満の場合は請書、150万円を超える場合は契約書を交わしますのでご注意ください。</p> <p>(5)支払いは各月毎の精算払いとし、適法な請求書を受領した日から40日以内の支払いとします。</p> <p>(6)仕様書等に関する質問については、上記担当者まで連絡してください。</p>

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴府（庁）の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報等を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。
 - (1) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。
- 3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

支出負担行為担当官

沖縄総合事務局総務部長 殿

住所:
会社名:
代表者名:
TEL:
E-mail:
担当者:

FAX:

見積書

工事名称	令和2年度合同宿舎各所修繕工事（機械設備工事単価契約）
工事場所	那覇市首里石嶺町1-62-3ほか12箇所
金額	¥ - （消費税込）

修繕番号	内 訳	予定数量	単 位	単 価 (円:税込)	金 額	備 考
M01	応急復旧(2時間)	15	回			
M02	応急復旧(4時間)	10	回			
M03	応急復旧(8時間)	2	回			
M04	台所用混合水栓取替	25	カ所			
M05	洗面器用混合水栓取替	10	カ所			
M06	浴室シャワー混合水栓取替	2	カ所			
M07	浴室シャワー混合水栓(サーモスタット)取替	15	カ所			
M08	混合水栓補修	3	回			
M09	洗濯機用単水栓取替	5	カ所			
M10	単水栓補修	2	回			
M11	シャワーホース・ヘッド取替	2	カ所			
	合 計					

特記仕様書

I. 工事概要

1. 工事名称

令和2年度合同宿舎各所修繕工事（機械設備工事単価契約）

2. 工事場所

別紙「工事対象合同宿舎一覧（13住宅）」のとおり

3. 契約期間

令和2年4月1日～ 令和3年3月31日

4. 工事内容

工事対象の合同宿舎における機械設備工事のうち、「Ⅲ. 単価契約対象工事の特記仕様」に該当する修繕工事。

5. 工事指示

宿舎管理人又は沖縄総合事務局からの指示に従い、速やかに現地を確認の上で報告（写真添付）を行うこと。その報告内容を当局で検討の上、工事指示を行う。

II. 特記仕様

（共通事項）

1. 本工事の施工に際し、疑義が生じた場合は速やかに監督職員と打合せを行う。また、工事の進捗状況を監督職員へ随時報告すること。
予定工事量については過去の工事实績を参考に算定したものであり、契約数量を確約するものではないが、修繕要望の増減に合せ速やかに対応し、契約年度内に全ての修繕が完了するよう努めること。
2. 工事の実施に先立ち現場代理人を選任し所定の様式により現場代理人等通知書（経歴書、資格証明書添付）を監督職員に提出し確認を受けること。
3. 本工事の施工に必要なメーカーリスト、型式及び見本等はあらかじめ監督職員の承認を得ること。
4. 工事完了後は所定の様式により工事完了届を工事工程写真と共に監督職員に提出し確認を受けること。なお、工事完了届は毎月末締めとし翌月第1週目に作業リスト・請求書と共に監督職員に提出すること。
5. 工事完了の日から1年間、工事目的物にかしがあるときは、かし修補をする。

（一般事項）

1. 工事は本仕様によるほか、UR都市機構「保全工事共通仕様書（平成29年版）」によって施工すること。

2. 本工事に使用する資材等のうち、沖縄県で生産・製造され、かつ規格・品質・価格が適正である場合は、これを優先して使用するよう努めること。
3. 監督員事務所の設置は不要である。なお、監督業務上必要とする用具及び参考資料は必要に応じ用意・作成すること。
4. 入居者との日程調整は、宿舍管理人と十分打合せを行った上、請負業者により調整を行うこと。
5. 作業時間は近隣住民等に迷惑をかけないように配慮することとし、概ね午前8時から午後5時までとする。また、日曜、祝日は原則として作業を休むこととする。
但し、入居者の都合によるもの、緊急対応を要するもの等、上記により難しい状況が発生した場合は監督職員と協議を行い柔軟に対応すること。
6. 工事に伴う発生材（産業廃棄物含む）は全て場外に搬出し、関係法令に従い処分すること。
7. 工事施工に起因する騒音・振動のほか作業場所における安全対策等については、関連法令に従い近隣住民等に迷惑をかけないように十分注意すること。なお、大型車両が出入りする場合は、誘導員の配置等による安全確保の処置を行うこととする。また、現場内は整理整頓を心掛けることとする。
8. 本工事の施工については速やかに行うこととし、入居者及び宿舍管理人と連絡を密にし、トラブルのないよう注意すること。また、工事施工に伴う苦情については、全て請負者において処理し、監督職員に書面で報告する。
9. 国及び入居者等の財産に被害・損傷を与えた場合は、速やかに原状に復旧すること。
10. 本工事に要する水道光熱費用は、請負者において負担すること。
各戸から使用する場合は入居者と、共用部分から使用する場合は宿舍管理人及び共益費担当者と調整を行うこと。
11. 工事ごとに、使用資材、工事着手前、工事中、工事完了後の写真を撮影し（デジタル写真可）、工事完了後に監督職員に提出すること。
撮影に際しては黒板または白板（ミニサイズ可）に部屋番号、施工箇所、施工内容をもれなく記入し、工事過程がわかるように複数枚撮影すること。
12. 工事完了後は、入居者、宿舍管理人から完了確認（「工事完了確認書」に署名・押印）を受け、関係書類とともに監督職員に提出すること。
13. 建設資機材（塗料・接着材を含む）について、居室の内装の仕上げ等の下地に「特定建材」を使用する場合は、「ホルムアルデヒド放散等級F☆☆☆☆」に該当する材料を使用するものとする。また、「その他の建材」を使用する場合も同等以上の安全性が確認されたものを使用する。なお、塗装に使用する材料は製造から6カ月を経過した製品は使用してはならない。
14. 工事実施に際し原則として火気は使用しない。火気を使用する場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとし、その取扱いに際しては十分注意する。
15. 工事で使用する危険物（ガソリン、薬品等）の取扱いは、関係法令による。
16. 工事担当者は、その工事内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とする。法により作業を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が当該作業を行う。工事関係者は、名札又は腕章等を着けて作業を行う。

(実施条件)

1. 本業務を実施するにあたって、【別紙】「個人情報取扱特記事項」に基づき業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないようBCC機能により送信するなど、個人情報等（他の受信者の個人情報以外の情報を含む。）の流出防止に万全を期すこと。

(受注者の責務)

1. 本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第9条第1項に基づく「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領※」（平成27年11月2日内閣府訓令第39号）第3条に規定する合理的配慮について留意すること。

※URL：<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/taioyoryo.pdf>

Ⅲ. 単価契約対象工事の特記仕様

見積金額は、「Ⅳ. 予定工事量」に単価（税抜）を乗じた金額の総額を記載すること。

各工事単価は、工事に必要な現地調査・報告、養生、雑材料、処分費及び諸経費を含めた金額とする。

【 機械設備工事 】

(MO1) 応急復旧 (2時間)

修繕工事の現地調査時に、その場で対応可能な軽微な作業による応急復旧又は修繕で作業時間の目安は2時間 (0.25人工) 程度とし、調査及び応急復旧等に必要な資材 (500円程度) 及び雑材料を含む。

(MO2) 応急復旧 (4時間)

修繕工事の現地調査時に、その場で対応可能な軽微な作業による応急復旧又は修繕で作業時間の目安は4時間 (0.5人工) 程度とし、調査及び応急復旧等に必要な資材 (1000円程度) 及び雑材料を含む。

(MO3) 応急復旧 (8時間)

修繕工事の現地調査時に、その場で対応可能な軽微な作業による応急復旧又は修繕で作業時間の目安は8時間 (1.0人工) 程度とし、調査及び応急復旧等に必要な資材 (2000円程度) 及び雑材料を含む。

(MO4) 台所用混合水栓取替

台所用混合水栓の取替。(シングルレバー混合水栓、TOTO TKS05301J・TKS05310J、INAX SF-WM420SYX(JW)・SF-WM430SY(JW)、又は同等品以上)

(MO5) 洗面器用混合水栓取替

洗面器用混合水栓の取替。(シングルレバー混合水栓、TOTO TLHG31AEFR・TLHG30EGR、INAX LF-WF340S・LF-B355S、又は同等品以上)

(MO6) 浴室シャワー混合水栓取替

浴室シャワー混合水栓の取替。(2ハンドル、一時止水付、INAX BF-M607H-GA、又は同等品以上)

(MO7) 浴室シャワー混合水栓 (サーモスタット) 取替

浴室シャワー混合水栓の取替。(サーモスタットシャワー金具、TOTO TBV03408J、INAX BF-WM145TSG(300)、又は同等品以上)

(M08) 混合水栓補修

混合水栓（シングルレバー）のパッキン類（Uパッキン、カートリッジ等）の交換。

(M09) 洗濯機用単水栓取替

洗濯機用単水栓の取替。（緊急止水弁付、TOTO TW11R、INAX LF-WJ50KQ、又は同等品以上）

(M10) 単水栓補修

単水栓のパッキン類（ケレップ、三角パッキン等）の交換。

(M11) シャワーホース・ヘッド取替

浴室シャワー混合水栓のシャワーホース・ヘッド取替。（INAX BF-SG6BP、又は同等品以上）

IV. 予定工事量

予定工事量は、以下の表のとおりとする。なお、当該「予定数量」は過去の工事実績を参考に算定したものであり、契約数量を確約するものではない。

番号	工事等項目	単位	数量
M01	応急復旧（2時間）	回	15
M02	応急復旧（4時間）	回	10
M03	応急復旧（8時間）	回	2
M04	台所用混合水栓取替	カ所	25
M05	洗面器用混合水栓取替	カ所	10
M06	浴室シャワー混合水栓取替	カ所	2
M07	浴室シャワー混合水栓（サーモスタット）取替	カ所	15
M08	混合水栓補修	回	3
M09	洗濯機用単水栓取替	カ所	5
M10	単水栓補修	回	2
M11	シャワーホース・ヘッド取替	カ所	2

別紙 「工事対象合同宿舎一覧（13住宅）」

住宅名	所在	棟数	戸数
首里	那覇市首里石嶺町 1-62-3	9	120
首里第二	那覇市首里石嶺町 4-16 ほか	9	304
松山	那覇市松山 1-21-1 ほか	2	24
松川	那覇市松川 2-3-5 ほか	3	109
浦添	浦添市城間 4-25	4	172
浦添第二	浦添市城間 4-22	4	72
宮城	浦添市宮城 4-20-13	1	35
小祿	那覇市田原 3-7-1	2	60
名嘉地	豊見城市名嘉地 369 ほか	8	208
豊見城	豊見城市字豊見城 385-3 ほか	11	174
上田	豊見城市上田 103-1	2	46
名護第二	名護市大東 3-13-2 ほか	2	34
名護第三	名護市為又 1219-111	1	31
計		58	1,389

個人情報取扱特記事項

(個人情報保護の基本原則)

- 1 受注者は、個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第18号）第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

- 2 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(業務従事者への周知)

- 3 受注者は、直接的であるか間接的であるかを問わず、受注者の指揮監督を受けてこの契約による業務に従事している者（以下「業務従事者」という。）に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護の徹底について周知しなければならない。

(適正な安全管理)

- 4 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また個人情報の漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を行わなければならない。

(再委託の制限等)

- 5 受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の取り扱い業務を再委託してはならない。また、再委託する場合にあっては、受注者は、再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第2号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

- 6 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

- 7 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 8 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理の確認)

- 9 発注者は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、発注者は必要と認めたとき、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(業務従事者の監督)

- 10 受注者は、業務従事者に対し、個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。

受注者は、本件業務の遂行上、実際に個人情報を取り扱う業務従事者の範囲を限定するものとし、当該業務従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

受注者は、業務従事者が退職する場合、当該業務従事者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど、在任若しくは在職中に知り得た全ての個人情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

(改善の指示)

- 11 発注者は、報告、資料の提出又は実地検査の結果、受注者において個人情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めたときは、受注者に対し、その理由を書面により通知かつ説明した上で、安全管理措置の改善を要請することができるものとする。

受注者は、前項の要請を受けたときは、安全管理措置の改善について発注者と協議を行わなければならない。

(廃棄等)

- 12 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、発注者から指示があったとき又は保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）しなければならない。なお、受注者がこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の廃棄等を行った場合には、発注者に対して、速やかにその旨を書面で報告するものとする。

(事故発生時における報告)

- 13 受注者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(違反した場合の措置)

- 14 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。